

第1章 計画の目的

1 計画策定の趣旨、位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

本県では、プラチナのごとく光る価値を世界に発信し、すべての県民が明るく希望に満ち安心して暮らせる「輝き あんしん プラチナ社会」の実現にむけ、新たな県政運営の指針となる「ダイナミックやまなし総合計画」（以下、「総合計画」という。）を平成27（2015）年12月に策定しました。

今日、あらゆる分野でのグローバル化が急速に進むとともに、平均寿命の延伸と少子化の進行に伴う「超高齢社会」と呼ばれる時代を迎え、大きな変化が訪れています。社会資本をめぐる状況に関しても、加速する社会資本の老朽化、大規模自然災害への備え、地球温暖化の進行といった様々な課題がある一方、中部横断自動車道の開通やリニア中央新幹線の開業といった本県発展につながる数十年・数百年に一度の好機を迎えようとしています。

本県を取り巻くこのような状況の中において、限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本整備を効果的かつ効率的に実現していくためには、選択と重点化により整備の方向性を明らかにしていくことが重要となります。

これまで本県においては、平成16（2004）年度に「山梨県社会資本整備重点計画」を策定し、その後、平成20（2008）年度に「山梨県社会資本整備重点計画（第二次）」（以下、「第二次計画」という。）を策定しました。平成23（2011）年度には第二次計画を改定し、限られた財源の中で、効果的かつ効率的に社会資本整備を進めてきました。

この度、新たな県政運営指針の策定に合わせ、今後の社会資本整備の方向性を明らかにする必要があることから山梨県社会資本整備重点計画（第三次）を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「総合計画」及び「山梨県強靱化計画」の下位計画であり、本県の社会資本整備に関する最上位計画です。

2 計画の内容

(1) 性格と役割

本計画は、本県における社会資本整備の方向性を明らかにするとともに、「輝き あんしん プラチナ社会」を実現するため、具体的数値目標を設定し、進捗を管理します。また、東京オリンピック・パラリンピック開催までに整備すべき社会資本の全体像を明らかにします。

(2) 計画の対象・期間

県が主体となって選択と重点化を図る次の事業とします。

- 道路事業（林道、基幹農道、街路を含む）、河川事業、治山事業、砂防事業
- 生活排水処理事業（下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業等を含む）
- 公園事業、住宅事業、市街地再開発事業、森林整備事業等

計画期間は、長期的には平成39（2027）年度のリニア開業、短期的には平成32（2020）年度の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、平成27（2015）年度～平成31（2019）年度までの5年間とします。